

所家文書とは

1. 軸装巻物 1 巻、書状 1 通

この文書を相伝する所家は、大滝社神主を勤める家柄です。

軸装巻物に計 16 通の古文書が貼付されていますが、包紙類は伝わっていません。書状 1 通は堅紙で裏打ちは施されていません。

軸装巻物の古文書は年代順に配列されていません。最も古いのは建治 3 年（1277 年）の佐伯助広所職所領等処分帳で、ついで嘉元 4 年（1306 年）の巖島社惣政所法橋某施行状、最も新しいのが元和 5 年（1619 年）と思われる上田家奉行人平尾刑部裁許状です。古文書 16 通のうち、譲状 2 通、巖島神主・惣政所や大内氏、さらには福島氏の給人などの裁許状 9 通、米銭・銀子請取状 2 通、打渡坪付け 3 通という内訳です。残る書状 1 通は、棚守左近衛将監宛の月次連歌発句に関する書状ですが、花押から判断して毛利輝元の書状と思われます。

2. 重要文化財に指定

平成 9 年 3 月 27 日、大竹市指定重要文化財（有形文化財：古文書）に指定されました。

〈指定理由〉

所家文書は、鎌倉時代から江戸時代にかけての古文書で、巖島神主家・大内氏・毛利氏との関連において中世大竹の一端を知ることのできる貴重な古文書である。